



それでは、律令制の内にあって仏教はいかなる位置を占めているのであろうか。例えば『続日本紀』の天平十五年十月十五日条（いわゆる造廬舍那仏詔）において天皇聖武は、自己の徳政を讃美するとともに調和的世界をより積極的に実現するものとして、「三宝の威靈」をあげている。先に述べた神々の宗教的威力の授受体系の作用が、天皇による徳政や律令官人の精勤によって継続的ではあっても受動的にしか發揮しえないので対し、「三宝の威靈」は仏教儀礼を通して隨時かつ能動的に威力を發揮可能であり、しかもその発現は都城における壮大な舞台装置（＝寺院）を用いて可視的に演出可能である。しかし、そのことは逆にいえば「三宝の威靈」の危険性を表示しているともいえる。「三宝の威靈」は、一定の秩序の下に統制されつつ発揮されねば、逆に調和的世界を破壊する強力な反秩序として作用可能だからである。僧尼令や『続日本紀』にしばしば登場する僧尼の統制に関する記載は、僧尼に律令官人に準じた身分を与えるとともに多くの規制を彼等に課し、律令制的枠組をあくまで維持することが不可欠であったことを示している。以上のように、八世紀における律令制は、宗教的側面より俯瞰するとき、神々と仏教の宗教的威力の授受体系という宗教構造によって支持される都城を容器とする。天皇と律令官人の生命力の維持装置と規定することができる。

ところで、律令制期の後半に当る九世紀にあっては、律令制自体が不協和音を奏で始める時代と理解されている。それは通常、律令制の諸矛盾の増幅による平安京への遷都、各種の政治改革等の制度上の変革として理解されているのであるが、次にそのような九世紀段階の律令制下における宗教思想について簡略に記してみたい。

そこで先ず注目されるのが、『続日本紀』延暦四年十一月十条・延暦六年十一月五日条に記される天皇桓武によって行われた二度の郊祀の礼及び、延暦七年四月十五日条に記される桓武自らによる祈雨の記載である。郊祀の礼とは、昊天上帝という道教における最高神の祭祀に関する儀礼であるが、この中国皇帝のみによって独占的に祭祀されていた神格を桓武自ら祭祀することにより、彼自らを中国的な専制君主へと同化していくと見做すこともできよう。しかし、同時に彼自らが祈雨を行ったということは、むしろ律令制以前の祭主王としての風貌を一面では所持していたことを示している。また平安京内に神泉苑が建造されたことは、神仏思想の影響を考慮するにしても、自然（あるいは周縁）を象徴的に都城の内部に組み込み、その無限の生命力を都城という容器の内に流し込もうとする意図を読みとることができる。このことは、天皇、上皇及び上層貴族達が都城の近郊の適度に自然に浸された地に造営した院・別荘への遊行、あるいは都城北郊における遊獵等が、自然の生命力を吸収し都城の内外で消尽される生命力を補完する機能を担つて行われたことを意味している。

このように九世紀における律令制の一つの特色として、律令制という宗教的威力の授受体系と生命力の流路に、むしろ律令制以前の時色ともいうべき自然からの生命力の補充の回路を組み込んだことをあげることができる。そして仏教が、都城の近郊で練行を繰り返す修業僧を天皇や律令官人の生命力の強化のために動員していったことは、右のようなシステムに照応した新たな仏教の展開として十分に留意されなければならない。